

福島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを図るため、別表の第1欄に掲げる対象者（以下「補助対象者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助対象者が別表の第2欄に掲げる治療（以下「補助事業」という。）を行った場合に、補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象者に対して交付するものとし、その額は、補助対象経費と同表の第3欄に定める補助上限額とを比較して少ない額とする。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、次のとおりとし、その提出期限は治療費を支払った年度の3月31日とする。ただし、費用の支払日にかかわらず当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

(1) 妊孕性温存療法

妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書（妊孕性温存療法分）（様式第1-1号）

(2) 温存後生殖補助医療

妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書（温存後生殖補助医療分）（様式第3-1号）

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 妊孕性温存療法

ア 福島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第1-2号）

ただし、助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を追加で添付すること。

なお、詳細の記載がない場合は、福島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書（妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関）（様式第1-3号）を追加で添付すること。

イ 福島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（原疾患治療実施

医療機関）（様式第 1－4－1 号及び様式第 1－4－2 号）

ウ 申請時に福島県内に住所を有していることが確認できる書類

エ 別表の第 2 欄の 1（1）に掲げる胚（受精卵）凍結に係る治療の場合、夫婦であることを証明できる書類

（ア）法律婚の場合

戸籍謄本（発行から 3 ヶ月以内のもの）

（イ）事実婚の場合

夫婦それぞれの戸籍謄本及び住民票（個人番号の記載のないもので、発行から 3 ヶ月以内のもの）並びに事実婚関係に関する申立書（様式第 1－5 号）

（2）温存後生殖補助医療

ア 福島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式第 3－2 号）

ただし、助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を追加で添付すること。

なお、詳細の記載がない場合は、福島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書（温存後生殖補助医療法実施医療機関の連携機関）（様式第 3－3 号）を追加で添付すること。

イ 福島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（原疾患治療実施医療機関）（様式第 1－4－1 号及び様式第 1－4－2 号）

ただし、様式第 1－1 号の添付書類として様式第 1－4－1 号及び様式第 1－4－2 号を既に提出している場合、再度の提出は不要とする。

なお、原疾患治療実施医療機関による記載が困難な場合は、原疾患名、具体的な治療内容（使用した薬剤等）、治療時期、原疾患治療実施医療機関名が分かる資料を添付すること。

ウ 夫婦であることを証明できる書類

（ア）法律婚の場合

戸籍謄本（発行から 3 ヶ月以内のもの）

（イ）事実婚の場合

夫婦それぞれの戸籍謄本及び住民票（個人番号の記載のないもので、発行から 3 ヶ月以内のもの）並びに事実婚関係に関する申立書（様式第 3－4 号）

エ 申請時に福島県内に住所を有していることが確認できる書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1 部とする。

（申請を取り下げることができる期日）

第 4 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（補助金の交付の請求等）

第 5 条 補助金交付の決定の通知を受けた補助対象者は、補助金振込先の口座番号等が確

認できる通帳の写しを添え、福島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第6条 知事は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた補助対象者に対して、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（台帳）

第7条 知事は、この要綱による補助金の交付を受けた者を対象に、住所、氏名、生年月日等を記載した福島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業補助台帳を作成し、5年間保管するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

第1 補助事業 の対象者	1 妊孕性温存療法 本事業の妊孕性温存療法対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。 (1) 本事業申請時に、福島県内に住所を有する者。 (2) 第2欄の1に定める対象となる妊孕性温存療法に係る治療の凍結保存時に43歳未満の者。 (3) 知事が指定する妊孕性温存療法医療機関（以下「妊孕性温存療法指定医療機関」という。）において妊孕性温存治療を受けた者。なお、第2欄の1（1）胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる。婚姻関係の確認手法等については、2（6）に準じることとする（ただし、事実婚関係に関する申立書は、様式第1－5号を用いること）。 (4) 以下のいずれかの原疾患の治療を受けた又は受ける予定である者。 ア 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療 イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等 ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等 エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチエット病等 (5) 妊孕性温存療法指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。なお、前項の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。 (6) 妊孕性温存療法指定医療機関が、対象者に対し、妊孕性温存療法を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報
-------------------------	---

	等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意が得られた者を対象とする。 対象者が未成年患者の場合は、原則として、妊孕性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年患者本人（※）及び親権者又は未成年後見人等による同意が得られた者を対象とする。 ※年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊孕性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人同意の取得も不要とする。 2 温存後生殖補助医療 本事業の温存後生殖補助医療の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。 (1) 本事業申請時に、福島県内に住所を有する者。 (2) 対象者の年齢等 ア 原則として、夫婦のいずれかが、上記1を満たし、第2欄の1に定める治療を受けた後に、第2欄の2に定める対象となる治療を受けた場合であって、第2欄の2に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とすることができる）。 イ 治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満である夫婦。 (3) 知事が指定する温存後生殖補助医療実施医療機関（以下「温存後生殖補助医療指定医療機関」という。）において温存後生殖補助医療を受けた者。 (4) 温存後生殖補助医療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。 (5) 温存後生殖補助医療指定医療機関が、対象者に対し、温存後生殖補助医療を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意が得られた者を対象とする。 (6) 婚姻関係の確認がなされた者（その確認手法等について） ア 法律婚の場合 両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。 イ 事実婚の場合
--	--

	a～c の書類の提出を求め、確認することとする。 a 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認） b 両人の住民票（同一世代であるかの確認。同一世帯でない場合は、c でその理由について記載を求めること。） c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第3－4号） なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認すること。
第2 補助対象経費	1 妊孕性温存療法 妊孕性温存療法に係る以下のいずれかの治療の経費のうち、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。また、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。 （1）胚（受精卵）凍結に係る治療 （2）未受精卵凍結に係る治療 （3）卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む） （4）精子凍結に係る治療 （5）精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療 2 温存後生殖補助医療 温存後生殖補助医療に係る以下のいずれかの経費に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。 （1）上記1（1）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 （2）上記1（2）で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療 （3）上記1（3）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 （4）上記1（4）又は（5）で凍結した精子を用いた生殖補助医療 ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。 ア 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの イ 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの

	ウ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの												
第 3 補助上限額	1 妊孕性温存療法 治療毎の 1 回あたりの補助上限額については、次の表のとおりとする。 助成回数は、対象者一人に対して通算 2 回までとする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算 2 回までとする。 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。 <table border="1"> <tr> <th>対象となる治療</th><th>1 回あたりの助成上限額</th></tr> <tr> <td>胚（受精卵）凍結に係る治療</td><td>3 5 万円</td></tr> <tr> <td>未受精卵凍結に係る治療</td><td>2 0 万円</td></tr> <tr> <td>卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）</td><td>4 0 万円</td></tr> <tr> <td>精子凍結に係る治療</td><td>2 万 5 千円</td></tr> <tr> <td>精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療</td><td>3 5 万円</td></tr> </table> 2 温存後生殖補助医療 治療毎の 1 回あたりの補助上限額については、次の表のとおりとする。（詳細については別紙 1 を参照） 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 4 0 歳未満である場合、通算 6 回（4 0 歳以上であるときは通算 3 回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠 1 2 週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。 また、夫、妻の両者が第 1－1 を満たし、ともに第 2－1 に定める治療を受けた後に、第 2－2 に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第 2－2 の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。	対象となる治療	1 回あたりの助成上限額	胚（受精卵）凍結に係る治療	3 5 万円	未受精卵凍結に係る治療	2 0 万円	卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	4 0 万円	精子凍結に係る治療	2 万 5 千円	精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	3 5 万円
対象となる治療	1 回あたりの助成上限額												
胚（受精卵）凍結に係る治療	3 5 万円												
未受精卵凍結に係る治療	2 0 万円												
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	4 0 万円												
精子凍結に係る治療	2 万 5 千円												
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	3 5 万円												

	対象となる治療	1回あたりの助成 上限額
	上記1（1）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
	上記1（2）で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1
	上記1（3）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4
	上記1（4）又は（5）で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4
※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円 ※2 人工授精を実施する場合は1万円 ※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円 ※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外		

別紙 1 温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細

別表2-1(1)で凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植		妊娠の確認
				胚移植	黄体期補充療法	
C (以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施)	10万円					

別表 2-1 (2) で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療

[illegible]

別表 2-1 (3) で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

[illegible]

別表2-1(4)及び(5)で凍結した精子を用いた生殖補助医療

[illegible]